

令和2年11月

乙訓環境衛生組合第4回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会令和2年第4回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	1
○開会	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	3
○日程 2	会期の決定	3
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第5号 例月出納検査の結果報告について	4
	監査報告第6号 定期監査の結果報告について	5
○日程 5	第12号議案 京都府市町村職員退職手当組合を組織する 地方公共団体の数の増加及び京都府市町村 職員退職手当組合規約の変更について	5
○日程 6	第13号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例 の一部改正について	6
○日程 7	第14号議案 令和2年度乙訓環境衛生組合一般会計補正 予算（第3号）について	7
○閉会	12

乙訓環境衛生組合議会令和2年第4回定例会

議事日程第4号

令和2年11月30日(月)

午前10時00分開議

○出席議員(7名)

向日市	佐藤新一議員	太田秀明議員
	小野哲議員	
長岡京市	富田達也議員	浜野利夫議員
	富岡浩史議員	
大山崎町	北村吉史議員	

○欠席議員(2名)

井上治夫議員
井上博明議員

○事務局職員出席者

書記 長谷川 徹 総務課 主査

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(8名)

前川 光 管理者(大山崎町長)
山田勝吉 監査委員
河野一武 事務局長
皿谷吉彦 会計管理者
古賀一徳 総務課長
服部 潤 施設業務課長
松井 貢 政策推進課長
藪下郁夫 施設業務課主幹

○議事日程

日程 1 会議録署名議員の指名
日程 2 会期の決定
日程 3 管理者の諸報告
日程 4 監査報告第5号 例月出納検査の結果報告について
監査報告第6号 定期監査の結果報告について

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程 5 | 第12号議案 | 京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程 6 | 第13号議案 | 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程 7 | 第14号議案 | 令和2年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)について |

○会議録署名議員

向日市	小野 哲 議員
長岡京市	富田 達也 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前10時00分

○富岡浩史議長 皆さん、おはようございます。日程に入ります前にご報告申し上げます。

大山崎町選出議員におかれましては、令和2年10月に役員改選が行われる見込みでありましたことから、前回の第3回定例会において、本組合議員としての任期満了に伴うご挨拶を頂いたところではありますが、諸般の事情により、大山崎町議会の役員改選が行われておりませんので、本日の定例会におきましても、北村吉史議員が引き続き出席されておりますので、ご承知願います。

なお、井上治夫議員及び井上博明議員より、本日欠席する旨の届出が提出されましたので、ご報告申し上げます。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は7名であります。地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会令和2年第4回定例会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

○浜野利夫議員 議長、その前に今の最初のことでいいですか。

確認しておきたいんですけど、今議長にあったように、前回のときに、それぞれ2市1町そうですけど、改選についてご挨拶ありましたよね。で、議会ができていないという状態、それは、内容なんぞに議会に立ち入るつもりないですけど、ここの乙訓環境衛生組合の立場からいったら、その議員さんはそのまま継続という位置になるのか、どいう位置かちょっと確認をしておきたいんですけど。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 大山崎町選出組合議会議員の任期につきましては、大山崎町議会事務局の方にも確認をいたしまして、役員改選が行われておられない場合は、任期が継続

されておるといふことで確認をいたしてあります。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

○浜野利夫議員 はい。

○富岡浩史議長 それでは、日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、小野 哲議員、富田達也議員の両議員を指名いたします。

○富岡浩史議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○富岡浩史議長 日程3、管理者の諸報告であります。

前川管理者。

○前川 光管理者 おはようございます。本日、乙訓環境衛生組合議会令和2年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがたく厚くお礼を申し上げます。

管理者諸報告に入ります前に、本日、提出させていただきました職員の給与条例改正議案の都合により、本議会につきましては、例年より1ヶ月早い本日の開会となりましたこと、また、関係市町議会日程との調整の都合により、本日、乙訓管内一部事務組合議会が同時に開会されておりますため、本日の議会は管理者のみの出席とさせていただくことにつきまして、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、先の9月議会でご同意を頂きました本組合監査委員の山田勝吉氏が代表監査委員に就任され、この場におられますので、この際、ご紹介をさせていただきます。

○山田勝吉監査委員 よろしくお願ひいたします。

○前川 光管理者 それでは、管理者諸報告をいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染者の発生についてであります。

10月27日に本組合処理施設の運転管理委託業者の従業員1名が新型コロナウイルスに感染していることが確認され、保健所による積極的疫学調査の結果、本組合内での濃厚接触者はないとの判断がされました。また、本組合職員及び関係委託業者の他の従業員に体調不良等がないことを確認し、併せて、当該従業員が勤務いたしております施設内各所の消毒を速やかに行い、通常どおり施設の稼働を継続いたしております。

現在、国内では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が再び増加しており、府内におきましても、11月17日には京都府の警戒基準に到達するなど、いまだ収束が

見通せない状況ではありますが、本組合におきましては、マスクの着用、手指の消毒及び手洗い、換気や身体距離の確保等の3密回避や共有部分の消毒など、新型コロナウイルス感染防止対策を引き続き徹底し、安全・安定した廃棄物処理の継続維持に努めてまいります。

次に、第22回リサイクルフェアの開催結果等についてであります。

リサイクル推進事業の一環といたしまして、平成11年度から開催し、今年度で第22回となりましたリサイクルフェアにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、従来の来場型イベントとしての開催を取りやめ、令和2年10月1日から10月18日までの18日間、本組合のホームページにリサイクルフェア特設ページを設け、インターネットを活用した開催といたしました。特設ページの訪問者数は、開催期間中、延べ約2,200人となり、昨年度の訪問者数と比較いたしますと、約730人、約5割の増加となったところであります。また、特設ページ内において、再生品の展示・販売を行い、再生自転車20台、再生家具17点をそれぞれ販売いたしました。新型コロナウイルスの影響により、インターネットを活用した開催といたしましたが、所期の目的であります「ごみの減量とリサイクルの推進」について、啓発・啓蒙が図られたことと確信しております。今後におきましても、新型コロナウイルスの感染状況等を見極めながら、引き続き環境問題に対する啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、組合長黒埋立地用地の社会福祉法人乙訓福祉会への一部無償貸付についてであります。

本件につきましては、令和2年11月2日に開催されました京都府乙訓市町会定例会において、社会福祉法人乙訓福祉会への当該用地の無償貸付期間の延長が承認されたことから、令和2年12月1日付けで社会福祉法人乙訓福祉会、乙訓市町会及び乙訓環境衛生組合の三者により、土地使用貸借契約を締結する予定であります。なお、その無償貸付期間は、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの1年間とし、貸付条件といたしまして、同法人が策定されております移転計画について、令和2年度中に見直しを行い、令和3年7月頃までに移転計画の再策定を行うこととしております。また、当該計画の進捗状況につきましても、その都度、報告を受けることといたしております。

以上で、管理者諸報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○富岡浩史議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

○

○富岡浩史議長 日程4、監査報告第5号、例月出納検査の結果報告について、及び監査報告第6号、定期監査の結果報告であります。

監査委員の報告を求めます。

山田監査委員。

○山田勝吉監査委員 おはようございます。それでは、最初に例月出納検査の結果報告を

いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。

検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

次に、定期監査の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和2年10月28日に定期監査を実施いたしました。

監査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

なお、報告書に記載のとおり、監査を実施した各所管に係る財務等に関する事務事業の執行については、適正に処理されていたことを申し添えます。

以上、例月出納検査及び定期監査の結果報告といたします。

○富岡浩史議長 以上で、例月出納検査及び定期監査の結果報告を終わります。

○

○富岡浩史議長 日程5、第12号議案 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程5、第12号議案 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について、その提案理由のご説明を申し上げます。

一部事務組合は、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更する場合は、関係地方公共団体の協議により、これを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないこととされており、その協議につきまして、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととされております。

本案は、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体に、新たに「相楽東部広域連合」を加えるほか、関係規定の整理を行うため、組合規約を変更することにつきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、本規約は令和3年4月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○富岡浩史議長 ただいま提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり、討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり、採決いたします。

第12号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第12号議案 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案どおり可決されました。

○

○**富岡浩史議長** 次に、日程6、第13号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○**前川 光管理者** それでは、日程6、第13号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、国家公務員の給与改正につきましては、去る10月7日に人事院から国会及び内閣に対し勧告がなされたところであり、その内容は、民間給与との較差の程度を踏まえ、期末手当を引き下げるものであります。

これを受け、政府は人事院勧告どおり実施することで、11月6日に閣議決定がなされ、給与関連法が11月27日に成立されたところであります。

ところで、本組合の給与改定につきましては、地方公務員法第24条第2項に規定される均衡の原則に則り、国や京都府、関係市町等の動向を踏まえ、総合的な判断のもと、改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1条では、12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げ、現行の1.3月分から1.25月分とし、令和2年度の期末・勤勉手当の年間支給割合を4.5月分から4.45月分に引き下げるものであります。

次に、第2条では、令和3年度以降の期末手当について、6月期と12月期の配分を変更する改正であり、年間支給率4.45月分については、変更ございません。

次に、本条例の施行期日ではありますが、第1条につきましては、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用することといたしております。また、第2条につきまして

は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**富岡浩史議長** ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり、討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり、採決いたします。

第13号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第13号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○**富岡浩史議長** 次に、日程7、第14号議案 令和2年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○**前川 光管理者** それでは、日程7、第14号議案 令和2年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に391万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ15億9,105万4,000円とするものであります。

それでは、補正予算書5ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書により、順次ご説明を申し上げます。

初めに歳入からご説明申し上げます。

まず、3款財産収入、2項財産売払収入では、リサイクルプラザでの破碎・選別処理後に回収いたしました有価物の売払単価が新型コロナウイルスの影響等により下落いたしましたことから、有価物売払代金で171万3,000円を減額補正するものであります。

次に、6款諸収入、2項雑入では、ごみ処理施設3号炉での発電量が当初見込みを上回ることから、電力会社への売却によります余剰電力売却料で340万7,000円を、また、容器包装ごみのリサイクルが合理的・効率的に進められ、リサイクル費用が想定

を下回った場合において、その下回った金額のうちの半額を品質基準及び低減額貢献度に応じて、日本容器包装リサイクル協会から各市町村へ支払われます再商品化合理化拠出金収入で25万9,000円を、また、昨年8月に発生いたしましたリサイクルプラザでの爆発により罹災いたしました設備の補修経費に係ります公有建物災害共済金で525万8,000円をそれぞれ増額補正する他、新型コロナウイルス感染防止のため、今年度のガラス工芸教室を中止いたしましたことから、工芸教室参加料で20万円を、また、容器包装リサイクル協会によるペットボトルの有償入札の結果、新型コロナウイルスの影響等により単価が大幅に下落いたしましたことから、再商品化適合物返還金で309万2,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

まず、1款議会費では、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の議員視察研修会が中止とされましたことから、8節旅費で3万2,000円を、10節需用費で1,000円を、13節使用料及び賃借料で12万7,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、2款総務費、1目一般管理費では、先ほど議決を賜りました給与条例の改正、また育児休業の延長や人事異動等に伴い、職員人件費で524万1,000円を減額する他、12節委託料で契約差金等としてストレスチェック実施委託料等で2万9,000円を、13節使用料及び賃借料で契約差金として財務会計グループウェアシステム使用料で2万3,000円を、17節備品購入費で契約差金として機械器具費で1万4,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、3目財産管理費では、12節委託料で入札による契約差金として、勝竜寺埋立地調査測量業務委託料で58万8,000円を減額補正するものであります。

次に、5目基金費では、財政調整基金積立金で1,840万7,000円を増額補正するものであります。

次に、3款衛生費、1目清掃総務費では、先ほどご説明いたしました総務費、一般管理費と同様、給与条例の改正や育児休業の延長等に伴う職員人件費で105万8,000円を減額補正するものであります。

次に、2目ごみ処理費では、10節需用費でごみ処理施設3号炉での発電電力量の増加等に伴い、光熱水費で418万5,000円を、11節役務費で、自動車損害賠償責任保険料の改定に伴い、3,000円を、12節委託料で、入札等による契約差金として受水槽清掃委託料等で21万円を、26節公課費で、ごみ処理施設での硫黄酸化物除去率の改善により、汚染負荷量賦課金で7万2,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、3目し尿処理費では、12節委託料で、入札による契約差金として受水槽清掃委託料で、1万2,000円を減額補正するものであります。

次に、5目リサイクルプラザ費では、10節需用費で、契約電力の減等に伴い光熱水

費で、15万6,000円を、新型コロナウイルスの影響によりガラス工芸教室やリサイクルフェアの通常開催を中止したことにより、印刷製本費で18万円を、12節委託料で、ガラス工芸教室等の中止や入札による契約差金としてガラス工芸教室指導委託料等で167万9,000円を、13節使用料及び賃借料で、リサイクルフェアの通常開催を中止としたことにより、リサイクルフェア備品借上料で56万2,000円を、17節備品購入費で入札による契約差金として機械器具費で、31万1,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

最後に、6目ストックヤード管理費では、12節委託料におきまして、入札による契約差金として、受水槽清掃委託料で、5,000円を減額補正するものであります。

以上、令和2年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○富岡浩史議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について、歳入歳出一括して質疑を行います。ページ数をお願いいたします。

ご質疑ございませんか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 5ページ、歳入のところなんですけれども、有価物の売払代金減額、アルミの単価って事前に聞いていまして、これはこれで受け入れざるを得ないのかなと思ったり、諸収入のところでも容り協会の関係でコロナ影響もあって単価の下落というようにお聞きしたんですけど、これはこれでどうしようもない、そのまま補正するしかない中身だと思うんですけど、今もう既に予算編成に入っていると思うんですね、新年度の。その関係でどういうふうに見てはるのかなと、これでお聞きしておきたいのが、例えば有価物の売払代金、これアルミ単価が下落と言っているんですけども、中国が全て、いわゆる資源ごみの輸入、全面的に禁止すると打ち出していますよね。その一方で、日本の国自身がプラリとか総合的に処理する方法を考えていくように方針が出たと思うんです。その両方の関係から見て、この有価物売払代金というのは、予算編成、今、始まっていると思うんですけど、この時点では単なる単価の下落ということで処理するしかないと思うんですけど、新年度はこれそれぞれ単価の関係、中国との最終的輸入との関係で、こっちから見たら輸出ですよ、どういうふうに単価、もっと下がると見込んで編成しようとしているのか、このまま行けると思っているのか、有価物の関係で1つ、それと、それから、この容り協会との関係の再商品化適合化物返金というのも、これもだんだん影響を受けているので、ぐっと下落して返還金というのはもうほとんどなくなっていく方向で編成、今、しつとあるのか、その見通しを、この段階で言えることをちょっとお聞きしておきたいんですけど。

○富岡浩史議長 藪下施設業務課主幹。

○藪下郁夫施設業務課主幹 おっしゃられたとおり、有価物につきましては、アルミ缶ブ

レス単価、コロナウイルスの影響によりまして下落しております。令和2年の10月から3月の契約単価につきましては12万1,000円と見込んでおります。

下落いたしましたのは、4月から9月、上半期でございますけれども、4月から6月分については8万6,350円、それから7月から9月については9万9,000円と下落しておりますが、下半期につきましては先ほど言いましたとおり12万1,000円となっております。

次年度の単価につきましても、下半期と同等程度の単価で推移できるというふうに考えております。

以上でございます。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

○浜野利夫議員 こっちは。容リ協会の返還がなくなっていくのか、維持できるのかということ。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 容器包装リサイクル協会の方には、ペットボトルとその他プラスチックなどを搬出してしておりますが、こちらにつきましては、国内の需要の増減によりまして単価の変動もあると思っておりますので、今後の動向を見ていきたいと思っております。

○浜野利夫議員 分かりました。

○富岡浩史議長 他にございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり、討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり、採決いたします。

第14号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第14号議案 令和2年度乙訓環境衛生組一般会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際でありますので、何か他にございませんか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 管理者の方から最初に報告あったんですけれども、コロナ感染の関係する情報で直接こちらにも問合せ、当時させてもらいましたけれど、紙ベースよりもホー

ムページの方が的確に早く知らせる、全員じゃなくても市町の住民的に知らされるホームページが公式なページなんで大事だと思うんですね。

市町ごとで感染状況の知らせ方というのは、様々な違いがあると思うんですけど、今後に向けて2つ確認をしておきたいんで、1つは、これ長岡でいえば、他の市町どうなっているか分かりませんが、このコロナ感染含めていろんなことがあるときに報道される可能性もあるときは、議員に全部知らせが来るんですね、最小限。それによって、マスコミ報道なりホームページに出されたらこれ全住民に公式な見解出したことになりますから、そのことに対して問合せがあったら、議員は「聞いてへん」、「知らんで」とはいかないんですよ。実はこうなんだというので、その中身はどこまでかは別にして、やっぱり例えば今ちょうど関心とか不安が大きいコロナ関係ですから、当組合でたとえその運転管理委託の関係で出たとしても、とにかく組合の中で出ているので、こういう状況で出ましたということをもまず議員に知らせてほしいなど。問合せが住民から出たとき、いや実はこんなんですということが言えるので、それが1つ。

もう1つは、ホームページの出し方ですけど、私も問合せを受けてこっちも聞いたし、ホームページも見ましたが、ものすごく住民の安心感を与える表記じゃないんですね。つまり技術的な問題というよりも、例えば、これ運転管理で濃厚接触者がいないとか、もう少しどこまで出せるかは別にしても、それを見た市町の住民の側から、「ああ、なるほど、こんなに出たけれどもこうやって、ああ、大丈夫やな」と、安心できるような客観的な内容の報道、ホームページへすべきやと思うんです。あれでは、安心感あるようなホームページの出し方じゃないなと思って、それもちょっと直接問合せしたときには要請もしたんですけど、この2点について、今後、で、コロナまだまだ収まらず、どう広がっていくか分かりませんので、その辺含めて議員への連絡問題とホームページへの公表の仕方、100%全部細かくという意味じゃないんですよ。ただ、住民の方が、こういう状態になったけどこれやったら安心かなというふうに、そういうふうになるようなホームページの出し方、表記の仕方も含めてですけども、その2点を今後に向けてお願いしておきたいんですけど、いかがでしょうか。

○富岡浩史議長 前川管理者。

○前川 光管理者 ご指摘のことは重々分かりましたので、当然、マスコミ等に発表することに対しては、議員各位の皆さんに事前にご連絡すべきことであるということは分かりました。

もう1点は、安心できるような報道をすべきということもそれも分かりましたので、今後そのようにさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

他にございませんか。

意見も尽きたようですので、その他の項を閉じます。

これをもちまして、令和2年第4回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

閉会 午前10時33分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 富岡 浩史

乙訓環境衛生組合議会議員 小野 哲

乙訓環境衛生組合議会議員 富田 達也